

役員及び評議員の報酬等に関する規程

平成 30 年 6 月 22 日

平成 30 年度規程第 1 号

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 美作市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第 10 条及び第 25 条に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(役 員)

第 2 条 この規程において、役員とは理事及び監事をいう。

(会長報酬)

第 3 条 会長の報酬は月額 70,000 円とする。

2 月の途中で会長に就任した時、又は月の途中で会長を退任した時、或いは死亡した時は、当該月の会長在籍日数の按分により算出した額を支給する。但し、算出額に 1 円未満が生じる場合は四捨五入する。

3 会長報酬の支給日は毎月 15 日とし、その日が休日にあたる場合は、その前日に支給する。

(報酬等の支給及び額)

第 4 条 役員及び評議員に対し、次の通り報酬等を支給する。ただし、本会の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等及び行政機関職員の役員等に対しては、報酬等を支給しない。

2 役員に対する報酬等は、別表第 1 に定める額を支給する。

3 評議員に対する報酬等は、別表第 2 に定める額を支給する。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 役員及び評議員の報酬等の支給方法については、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第 6 条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、必要な細目は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年 6月22日から施行し、平成30年 4月 1日から適用する。
この規程の施行に伴い、現に公布されている「役員等報酬規程（平成17年制定）」は廃止する。

別表第1（役員報酬）

	日 額
理事会等への出席	5,000円
監事監査等への出席	5,000円

別表第2（評議員報酬）

	日 額
評議員会等への出席	5,000円